○厚生労働省告示第三百十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月十三日から適用する。

令和八年八月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
10	インコボツリヌストキシンＡ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	194、198、201、205、210、253、255、271、2226から2228まで、2230、2234及び2412
	インコボツリヌストキシンＡ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	277から279まで
（略）		
18	トアルクエタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2008、2014及び2015
	トアルクエタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年６月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011及び2019
（略）		

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
10	インコボツリヌストキシンＡ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	194、198、201、205、210、253、255、271、2226から2228まで、2230、2234及び2412
（略）		
18	トアルクエタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2008、2014及び2015
（略）		